

村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例

(御杖村財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第1条 御杖村財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和40年御杖村条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「の目的」を削り、同条中「災害復旧地方債」を「災害復旧、地方債」に、「、その他」を「その他」に改め、「単に」を削る。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算に定める額
- (2) 一般会計歳入歳出決算上生じた剰余金の全部又は一部の額

第6条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号及び第2号中「うめる」を「埋める」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「なつた」を「なつた」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第4号中「とき」を「とき。」に改め、同条第5号中「行なう」を「行う」に、「とき」を「とき。」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる
とき。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「を除くほか」を「のほか」に改める。

(御杖村債管理基金条例の一部改正)

第2条 御杖村債管理基金条例(昭和53年御杖村条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御杖村減債基金条例

第1条中「確保し、」の次に「もって」を加え、「ため御杖村債管理基金」を「ため、減債基金」に改める。

第2条の見出しを「(積立て)」に改め、同条中「御杖村一般会計の歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 6 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「に関して」を「に関し」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条に見出しとして「(繰替運用)」を付し、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(御杖村公共施設整備基金条例の一部改正)

第 3 条 御杖村公共施設整備基金条例(昭和 57 年御杖村条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(積立て)」に改め、同条中「御杖村一般会計の歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 4 条中「御杖村一般会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に、「この基金」を「本村の基金」に、「編入する」を「繰り入れる」に改める。

第 7 条中「を除くほか」を「のほか」に改める。

(御杖村地域振興基金条例の一部改正)

第 4 条 御杖村地域振興基金条例(平成 2 年御杖村条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 本村の地域振興を図るため、地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

第 2 条の見出しを「(積立て)」に改め、同条中「御杖村一般会計予算」を「一般会計予算」に改める。

第 4 条の見出し中「運営資金」を「運用益金」に改め、同条第 2 項中「ときは」の次に「本村の」を加える。

第 6 条中「繰り戻し」を「繰戻し」に改める。

(御杖村地域福祉基金条例の一部改正)

第 5 条 御杖村地域福祉基金条例(平成 3 年御杖村条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「御杖村地域福祉基金」を「地域福祉基金」に改める。

第 2 条の見出しを「(積立て)」に改め、同条中「御杖村一般会計予算」を「一般会計予算」に改める。

第 4 条の見出し中「運用資金」を「運用益金」に改め、同条第 2 項中「ときは」の次に「本村の」を加える。

第 6 条中「繰り戻し」を「繰戻し」に改める。

第 7 条中「村長が定める」を「村長が別に定める」に改める。

(御杖村中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正)

第 6 条 御杖村中山間ふるさと・水と土保全基金条例(平成 5 年御杖村条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「御杖村中山間ふるさと・水と土保全基金」を「中山間ふるさと・水と土保全基金」に改める。

第 2 条中「御杖村一般会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 4 条の見出し中「及び使途」を削り、同条中「、村内における土地改良施設の機能を適正に発揮させるために必要な集落共同活動の強化を図るための調査、研究及び研修に関する事業に要する経費並びに基金の管理等に要する経費」を「基金の設置目的を達成するために必要な財源」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により、必要な財源に充て、なお剰余金があるときは本村の基金に積み立てるものとする。

第 6 条中「村長が定める」を「村長が別に定める」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(処分)

第 5 条 村長は、第 1 条の目的に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(御杖村ふるさと創生基金に関する条例の一部改正)

第 7 条 御杖村ふるさと創生基金に関する条例(平成元年御杖村条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「御杖村ふるさと創生基金」を「ふるさと創生基金」に改める。

第2条の見出しを「(積立て)」に改め、同条中「御杖村一般会計の歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第4条中「認めた」を「認める」に、「繰りかえて」を「繰り替えて」に改める。

第5条の見出し中「運用基金」を「運用益金」に改め、同条中「御杖村一般会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改め、「計上して」の次に「本村の」を加える。

第7条中「を除くほか」を「のほか」に、「村長が定める」を「村長が別に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。